

# 平成 29 年度農地中間管理事業活動方針

平成 29 年 6 月 公益財団法人香川県農地機構

## 1 本県農業・農村を取り巻く情勢とこれまでの取組経過

本県の農家 1 戸当たりの経営規模は全国平均の 4 割程度の 0.9ha と極めて零細であり、ほ場整備率も全国平均の 6 割程度の 37.6%と低く生産基盤は他県に比べて非常に脆弱です。こうした状況の中、本県では恵まれた自然条件や地理的条件を生かし、米と園芸作物を組み合わせた複合的な経営や施設園芸等の集約的な経営など、経営規模の零細性を補う土地生産性の高い農業が展開されてきました。しかしながら、近年、農業従事者の減少や高齢化の進行などを背景として、耕作条件の悪い中山間地域や島しょ部のみならず、比較的條件に恵まれている平坦部においても農地の遊休化が進み、耕地利用率は全国平均 91.8%を下回る 84.8%まで低下し、耕作放棄地の増加も懸念されています。一方、担い手への農地集積率は 26.5%と全国平均の 54.6%に比べて低迷しています。

このため、今後においては、効率的かつ安定的な担い手の確保・育成を図るとともに、これら担い手への農地集積をより一層加速化させることにより、本県農業を、将来にわたって持続的に発展可能な生産構造へと改革していくことが喫緊の課題となっています。

当機構は、平成 26 年 3 月に県知事から「農地中間管理機構」として指定を受けるとともに、市町をはじめ、農業委員会、JA など関係機関・団体との密接な連携のもと、国の農政改革の柱としてスタートした農地中間管理事業を積極的に推進し、地域農業の核となる認定農業者や新規就農者、集落営農法人をはじめとする担い手への農地の集積、集約化のほか、それら担い手の経営発展に必要な支援を総合的に実施するとともに、地域農業の振興を通じて耕作放棄地の発生防止や解消にも努めているところです。

## 2 平成 28 年度の実績

平成 28 年度事業の推進に当たっては、生産者に対する制度の周知と関係機関・団体との連携による推進体制の整備が不可欠であることから、平成 27 年度に引き続き、制度の仕組みを周知し生産者の相談に的確に対応するため、県や機構のほか、各市町、JA など関係機関・団体のホームページや広報誌の活用、農業委員や生産者を対象とした研修会、説明会の開催等による周知活動を強化するとともに、知事が前面に立った広報活動をはじめ県とともに機構理事が農地中間管理事業を実施している全ての市町を巡回し、農地中間管理事業のさらなる推進を要請するなど、積極的な周知活動に努めてきました。また、推進体制の充実を図るため、生産現場において、農地の出し手と受け手のニーズを把握して機構を通じた農地の利用集積を進める農地集積専門員 23 名（平成 28 年 8 月時点）を 14 市町に配置し、農地の出し手と受け手の顔の見える、きめ細かなマッチング活動を展開してきたところです。

こうした取組みの結果、平成 28 年度、香川県農地機構が借り入れた面積は 27 年度と同程度の 390 ヘクタール、当機構を通じた担い手への転貸面積は、27 年度を若干上回る 413 ヘクタール、そのうちの非担い手から担い手に新たに貸借された面積は、27 年度を 2 割程度上回る 235 ヘクタールとなったことから、年間集積目標 1,270 ヘクタールに対する機構の寄与度は 19%と全国平均の 13%を上回り、都道府県別のランキングでは 10 位に位置づけられました。

一方、マッチングの現場においては、農地中間管理事業に関する周知・PR が進みつつあるものの、依然として、この制度の基本である「白紙委任」の考え方に対する土地所有者の不安が存在することに加え、①ため池を中心とした複雑な水利慣行、②利用権の設定期間の長さ（原則 6 年以上）、③事務の繁雑さなどを指摘する声も多いことから、担い手をはじめとする、生産者のニーズをきめ細かくつかう活動を継続しながら、こうした課題を一つずつ解決するとともに、地域における話し合いを通じた合意形成の場に積極的に参画し、農地中間管理事業による農地集積と集落営農の組織化・法人化、基盤整備を一体的に推進し、地域ぐるみの農地の面的集積・集約を促進する必要があります。

### 3 平成 29 年度推進目標

香川県が平成 26 年 3 月に策定した「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、認定農業者、集落営農組織等の担い手が、平成 35 年までの 10 年間で 67%の農地を集積する姿を実現するため、平成 35 年度の集積目標面積を 21,105ha と設定し、その数値から平成 29 年度の年間集積目標を 1,270ha としています。

#### ① 農地の貸借

区 分		件 数	貸借面積	備 考
賃 貸 借		件	ha	
	借 入	2,100	635	
	貸付(転貸)	900	635	
使用貸借		件	ha	
	借 入	2,300	675	※675haのうち40haについては、 保安全管理
	貸付(転貸)	1,400	635	
計		件	ha	
	借 入	4,400	1,310	
	貸付(転貸)	2,300	1,270	

#### ② 農地の売買

区 分		件 数	売買面積	備 考
買 入		件	ha	
		30	5.5	
売 渡		30	5.5	

### 4 平成 29 年度重点推進事項

機構では、これまで明らかになった課題を踏まえて、平成 29 年度において重点的に取り組む事項を次のとおり定めるとともに、市町をはじめ関係機関・団体との密接な連携のもと、「人・農地プラン」の見直しなどに合わせた地域の話し合いに積極的に参画することにより、地域の合意形成の場やリーダーを活用した効率的な農地集積の推進を図ることとしています。

- ① 様々な機会、媒体を通じた PR 活動の継続的な実施
- ② 農地集積専門員の増員と農地利用最適化推進委員等との連携強化
- ③ 協定締結を契機とした担い手団体・関係機関等との連携強化と実効性の確保
- ④ 一定規模以上の貸付農地の掘り起こしとマッチング活動の強化
- ⑤ 高収益作物への転換を図る地区の掘り起こしを強化
- ⑥ 重点実施区域における耕作条件の改善を通じた利用集積を促進
- ⑦ 担い手間で分散している農地の交換による面的集約の加速化

## 5 重点推進事項の具体的な取組内容

### ① 様々な機会、媒体を通じたPR活動の継続的な実施

- ・公共施設へのポスター掲示やチラシ配架等、広報活動の一層の充実に向けて、関係機関への働きかけを強化します。
- ・県と連携したテレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用したPR活動に努めます。
- ・各関係機関の機関誌等によるPR活動の強化を働きかけます。
- ・担い手団体等が主催する研修会等へ積極的に参加し、制度の啓発活動の一層の推進を図ります。
- ・また、機構事業の活用を前提とした県・国・機構の助成措置について、関係機関と連携したPRに努めます。

### ② 農地集積専門員の増員と農地利用最適化推進委員等との連携強化

- ・農業委員会が行っている、利用権の終期が到来する土地所有者等に対する機構事業への誘導について、農地集積専門員との連携を強化することにより加速してまいります。
- ・農業委員会が把握する地域の担い手ニーズに関する情報や課題を共有化し、借受希望の把握と掘り起こしを強化するとともに担い手毎の農地集約、団地化を促進します。
- ・農業委員会が把握している農地の出し手情報を共有化することにより、出し手の掘り起こし活動と貸付希望農地の団地化を促進します。
- ・新規就農者等に対する相談活動や農地のあっせん活動を機構と農業委員会が一体的に行うなど就農定着に向けた支援を強化します。
- ・農業委員会が行う利用状況調査・利用意向調査から得られる遊休農地の情報を共有化するとともに担い手の生産性向上が期待できる遊休農地については貸借に繋がるよう努めます。

### ③ 協定締結を契機とした担い手団体・関係機関等との連携強化と実効性の確保（別紙1）

- ・平成28年11月10日に香川県農地機構や農業会議等関係6団体、地域の担い手関係団体5団体の11の団体が農地中間管理事業による担い手への農地集積・集約化に係る連携に関する協定を締結しました。
- ・協定の実効性を高めるため、担当者会を年2回程度実施することとしており、役割分担の明確化を図りつつ、農地中間管理事業の進捗状況に応じた連携体制を構築してまいります。

### 4) 一定規模以上の貸付農地の掘り起こしとマッチング活動の強化

- ・中山間地など条件が不利なことから借受希望者が不足している地域において、市町、市町農委員会、県関係部局と連携しつつ農業者の合意形成を図りながら、農地集積専門員による一定規模以上の貸付農地の掘り起こし、団地化を進めます。
- ・一定規模以上のまとまりのある農地については、農業委員会と連携して、一般企業等も視野に入れた地域外からの担い手の参入について検討するとともに、併せて県の施策の有効活用に努めます。

### 5) 高収益作物への転換を図る地区の掘り起こしを強化

- ・中山間地など条件不利地域において担い手の参入を促進するためには、農地の集約化とともに収益性の高い作物への転換が必要となります。このため、国や県の施策の活用が可能となる地区の出し手の掘り起こし活動を強化してまいります。
- ・特に、農地の流動化が進みにくい樹園地については、借受希望と貸付希望のマッチングの早い段階から、果樹産地協議会への情報提供に努めるなど連携を強化します。

## 6) 重点実施区域における耕作条件の改善を通じた利用集積を促進(別紙2参照)

・平成29年度当初の重点実施区域及びモデル地区を、集落営農推進地区、基盤整備推進地区、日本型直接支払推進地区を中心に、県及び市町と協議のうえ設定し、関係機関・団体との緊密な連携の下、重点的に機構事業の推進を図ることとしています。

・県においては、農業会議、土地改良事業団体連合会、農地機構、JA、県(土地改良部局、農業振興部局)からなる「集落営農・農地活用推進プロジェクトチーム」を設置するとともに、地域では5つの活動チームを組織しており、集落営農の組織化・法人化や基盤整備などの推進と併せて担い手への農地集積・集約化を一体的に推進しています。また、農地中間管理事業の重点実施区域については、当プロジェクトの進捗状況に応じて追加・見直しが行われるよう市町へ働きかけてまいります。

・また、受益者の同意・負担を求めない土地基盤整備等、新たな土地改良制度の活用に向け、県、市町、土地改良区等との連携を密にして取り組んでまいります。

## 7) 担い手間で分散している農地の交換による面的集約の加速化

・平成28年度、新たに、農地中間管理事業を活用して農地を交換する場合に農地所有者に対する県単独の助成制度が創設されたところであり、この制度を活用して、担い手間で分散している農地の集約化に取り組めます。

・県や市町が進める「人・農地プラン」の見直しに向けた地域の話合い活動にも積極的に参画し、担い手ごとの面的集約の加速化に貢献します。

## 別紙1：関係団体・関係機関との役割分担

### 1) 農業会議

- ・農業委員会と機構との連絡調整
- ・農業委員、農地利用最適化推進委員と機構との連携体制の確立を促進  
(5重点推進事項②参照)
- ・「農地利用の最適化」の活発化に向けた助言、指導及び各種研修会の開催などにおける機構事業との連携強化

### 2) 土地改良事業団体連合会・土地改良区

- ・農地中間管理事業の周知(制度の啓発)
- ・土地改良事業の実施に合わせた担い手間の農地の交換等、農地の集約化に関する調整への協力
- ・円滑な水利用に関する調整への協力

### 3) 香川県多面的機能発揮促進協議会

- ・農地中間管理事業の周知(制度の啓発)
- ・多面的機能組織の活動の機会に合わせて、集落営農の設立や農地の調整に関する話合活動への協力

### 4) JA 香川県

- ・農地中間管理事業の周知(制度の啓発)
- ・生産部会等の活動の機会に合わせて、集落営農の設立や農地の調整に関する話合活動を行うことへの協力
- ・農地の流動化に関する情報提供

### 5) 地域の担い手関係団体

(香川県農業経営者協議会、かがわ農業経営者組織ネットワーク、香川県農業士連絡協議会、IFK、香川県集落営農法人等協議会)

- ・会員及び近隣土地所有者等への農地中間管理事業の周知(制度の啓発)
- ・経営の発展に向け、農地中間管理事業を通じた農地の借受け、農業経営基盤強化促進法等からの切り替え、担い手間の農地交換による農地の集約化への協力
- ・地域における農地の調整に関する話合活動の中心的な役割
- ・農地集積専門員との連携強化(農地の流動化に関する情報提供)

### 6) 日本政策金融公庫高松支店

- ・融資先となる農業者等への農地中間管理事業の周知(制度の啓発)

## 重点実施区域では、関係機関・団体が連携して農地中間管理事業を推進

## 農地中間管理事業の重点実施区域(重点地域)及びモデル地区(平成28年9月1日現在)

※下線の地区は平成28年9月に追加

市町村名	重点実施区域 又は モデル地区		当該地区の 農地面積 (ha) 注1	主な取組 注2	市町村名	重点実施区域 又は モデル地区		当該地区の 農地面積 (ha) 注1	主な取組 注2
		モデル 地区					モデル 地区		
高松市	牟礼町王子地区		16	基盤整備、集落営農	三木町	田中北部地区		58	基盤整備、集落営農、多面的機能支払
	檀紙中間地区		7	基盤整備、集落営農		<b>鍋淵地区</b>		<b>3.6</b>	<b>基盤整備</b>
丸亀市	<b>飯山町西の山地区</b>		<b>40</b>	<b>集落営農</b>	綾川町	山田地区		49	基盤整備、集落営農、多面的機能支払
	飯山町長閑地区		85	集落営農		羽床上地区	○	27	基盤整備、集落営農、多面的機能支払
	<b>綾歌町旭地区</b>		<b>27</b>	<b>集落営農</b>		奥谷下地区		14	集落営農、中山間直払
坂出市	府中町三区地区		189	集落営農、中山間直払		<b>羽床下地区</b>	○	<b>43.1</b>	<b>集落営農</b>
善通寺市	山下地区	○	7	集落営農		<b>九十原地区</b>		<b>10</b>	<b>集落営農</b>
	鉢伏地区		32	集落営農、基盤整備、多面的機能支払	琴平町	下榊梨地区		23	集落営農、多面的機能支払
	<b>榊梨地区</b>		<b>28</b>	<b>集落営農</b>	多度津町	青木地区		38	集落営農、多面的機能支払
観音寺市	植田・村黒・坂本地区		79	基盤整備	まんのう町	上種子地区		10	集落営農、中山間直払、多面的機能支払
	立石地区		13	認定農業者等、集落営農		<b>池田地区</b>		<b>7</b>	<b>集落営農</b>
	油井・大畑・山田地区		84	基盤整備	計	<b>28地区</b>	<b>4地区</b>		
さぬき市	鴨部東地区	○	77	認定農業者等、基盤整備、多面的機能支払	重点実施地域				農地中間管理事業の実施に関する規程第2条の基準に基づき、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域として、機構が県及び市町と協議の上で設定した区域
東かがわ市	友村地区		16	集落営農、中山間直払	モデル地区				重点地域のうち、農地中間管理事業を推進する上でモデル性が高く、周辺地域への波及効果が特に高い区域として、機構が県及び市町と協議の上で設定した地区
三豊市	豊中町北部地区		309	集落営農、基盤整備、多面的機能支払					
土庄町	伊喜末地区		70	集落営農、鳥獣害対策					
小豆島町	池田地区		149	認定農業者等、基盤整備					

注1) 当該地区の農業振興地域内農地面積

注2) 地域で取り組んでいる活動を記載(基盤整備、集落営農、中山間直払、多面的機能支払等)。